

令和 8 年 8 月 2 7 日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画等の変更認可について
(お知らせ)

原子力機構は、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の廃止措置計画について、5月11日、原子炉等規制法^{*1}に基づき、原子力規制委員会に変更認可申請を行い、8月20日付けで原子力規制委員会より認可をいただき、本日、認可証を受領しましたのでお知らせいたします。

また、「ふげん」の廃止措置計画の変更認可申請に伴い、5月11日、原子炉等規制法^{*2}に基づき、原子力規制委員会に提出していた「ふげん」の原子炉施設保安規定の変更認可申請についても、8月20日付けで原子力規制委員会より認可をいただき、本日、認可証を受領しましたのでお知らせいたします。

*1：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において
準用する同法第12条の6第3項

*2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項

(添付資料)

「ふげん」の廃止措置計画変更認可について

以 上

「ふげん」の廃止措置計画変更認可について

新型転換炉原型炉ふげんは、令和8年5月11日に廃止措置計画変更認可申請を行い、令和8年8月20日付けで性能維持施設の見直し等について認可を受け、令和8年8月27日に認可証を受領した。

○廃止措置計画変更の概要

廃止措置の進捗に伴う設備構成や運用変更等を反映するため、次の事項の一部を見直し

(1) 廃止措置の進捗に応じて見直しをする性能維持施設

① 供用を終了した施設

- ・ 原子炉補機冷却系
- ・ 原子炉補機冷却海水ポンプ（除熱機能側）
- ・ 原子炉補機冷却水モニタ
- ・ ディーゼル発電機

原子炉補機冷却系については冷却対象となる負荷の減少に伴い代替設備を設置したこと、ディーゼル発電機については使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことにより供用を終了したことを計画に反映する。

また、原子炉補機冷却系の供用終了に伴い、原子炉補機冷却海水ポンプ（除熱機能側）、原子炉補機冷却水モニタも供用終了したことを計画に反映する。

② 対象設備の一部記載の見直し

- ・ 泡消火設備

ディーゼル発電機供用終了に伴い、今後軽油タンクも利用終了となることから、維持管理期間を「軽油タンク供用終了」から「灯油タンク供用終了」までに見直しする。

(2) 廃止措置で規定する安全機能において原子力災害の防止等に影響しない性能維持施設

① 性能維持施設から除外する設備

- ・ クレーン設備
- ・ 予備電源装置
- ・ ユニット型空気圧縮機
- ・ 中央制御室換気系
- ・ 原子炉領域遠隔解体装置（解体用プールを除く）

いずれも、今後も引き続き使用する設備ではあるものの、廃止措置で規定する「原子力災害の防止」や「廃止措置の安全確保」に影響を与える設備でないことから、性能維持施設から除外する。

② 性能維持施設から対象の一部を見直す設備

- ・ 非常用照明設備

蓄電池から供給される直流非常灯のみに限定することを明確化する。

(3) 「廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体方法」の一部見直し

- ・ 蒸気放出プール

原子炉領域等の解体撤去エリアとして、解体用プールに加えて既に固体廃棄物の保管エリアとして性能維持施設の認可を受けている蒸気放出プールを解体作業場所として使用可能とする。